

# 温存後生殖補助医療への助成について

◎がん等の治療のため、妊孕性温存療法を実施した方を対象に助成をします。

## 助 成 対 象

☆以下の項目を全て満たしていること



☆ ③～⑤は、夫婦（事実婚も含む）のいずれかが該当していること

- ① 申請日に栃木県内に住所があること
- ② 助成対象とする治療の開始時に妻の年齢が43歳未満であること
- ③ 妊孕性温存療法の助成対象となる治療を実施した後、その治療により凍結保存された胚（受精卵）・未受精卵子・精子を用いた生殖補助医療を受けていること
- ④ 温存後生殖補助医療以外の治療法では、妊娠の見込みがないと診断されていること
- ⑤ 温存後生殖補助医療による生命予後への影響について、医師から許容されると判断されていること
- ⑥ 県が指定する温存後生殖補助医療実施医療機関で治療を受けていること  
※指定医療機関については、県ホームページをご確認下さい。裏面参照  
※他都道府県の指定医療機関も対象となる可能性がありますので、お問い合わせ下さい。
- ⑦ 助成対象治療について、他の制度に基づく助成を受けていないこと

助成対象外の生殖補助医療：●第三者からの胚・卵子・精子の提供 ●借り腹 ●代理母

## 助 成 内 容

☆詳しくは、別紙「温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細」をご覧ください。

| 対象となる治療              | 1回当たりの助成上限額 |
|----------------------|-------------|
| 凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療 | 10万円        |
| 凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療  | 10万～25万円    |
| 凍結した卵巢組織再移植後の生殖補助医療  | 1万～30万円     |
| 凍結した精子を用いた生殖補助医療     | 1万～30万円     |

※ただし、治療に直接関係のない費用（入院室料、食事療養費、文書料等）、主たる治療を医療保険適用で実施している場合での先進医療等による自己負担部分は対象外です。

## 助 成 回 数

- ・助成を受けた治療の開始時点で、妻年齢が40歳未満である場合は通算6回です。
- ・助成を受けた治療の開始時点で、妻年齢が40歳以上である場合は通算3回です。
- ・助成を受けた後に出産した場合は、これまでの助成回数をリセットします。
- ・妊娠12週以降に死産となった場合は、これまでの助成回数をリセットします。
- ・令和4年4月1日以降に、他の都道府県で助成を受けた場合は、通算回数に含めます。  
※助成回数をリセットする場合は、住民票や戸籍謄本、死産届の写し等で事実の確認をします。

裏面：申請書類・問合せ先

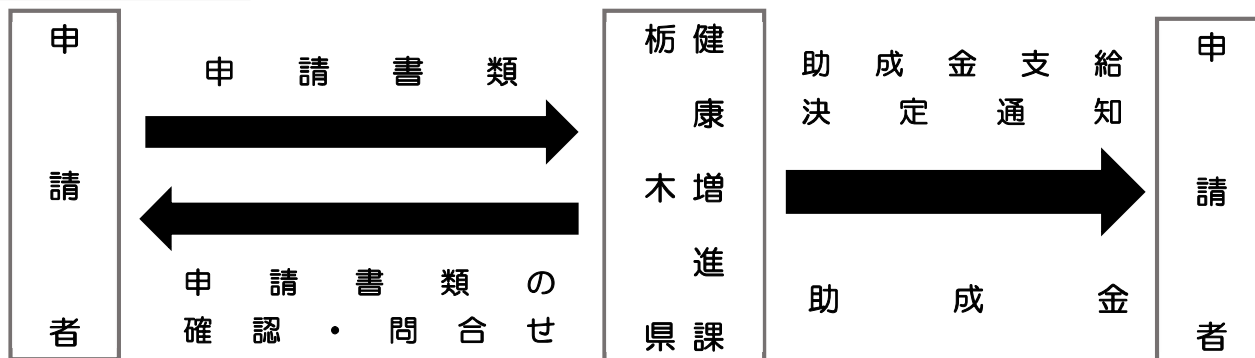
## 申請書類

- ① 申請書（様式第 9 号）※温存後生殖補助医療分
  - ② 温存後生殖補助医療実施医療機関からの証明書（様式第 10 号）
  - ③ 領収金額内訳証明書（様式第 11 号）※②の「治療方法 Ⅲ」が「あり」の場合で、費用等について詳細な記載がない場合のみ
  - ④ 原疾患（がん等）治療実施医療機関からの証明書（様式第 4-1 号、様式第 4-2 号）  
※栃木県に妊孕性温存療法の申請時に様式第 1 号の添付書類として提出していない場合のみ
  - ⑤ 戸籍謄本（発行日から 3 ヶ月以内）
  - ⑥ 世帯の住民票（発行日から 3 ヶ月以内／続柄の記載あり／個人番号の記載なし）
  - ⑦ 申請者名義の振込口座の通帳の写し（金融機関名、店番号、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が確認できる写し）
  - ⑧ 事実婚に関する申立書（様式第 12 号）※事実婚の場合のみ
- ※法律婚で、住所が同一でない場合、⑥は夫婦それぞれのものを提出して下さい。  
 ※事実婚については、⑤は夫婦それぞれのもの、⑥は住所・世帯が同一ではない場合、夫婦それぞれのものを提出して下さい。

### ＜留意事項＞

- ・原則、対象となる治療の実施日に属する年度内に申請してください。  
※やむを得ない事情等で年度内に申請が難しい方はご相談ください。
- ・申請受付後、健康増進課から申請書類の確認等、問い合わせをする場合があります。

## 申請の流れ



## 申請・問合せ先

### 【申請・郵送先】

〒320 - 8501 栃木県宇都宮市塙田 1 - 1 - 20

栃木県 保健福祉部 健康増進課 がん・生活習慣病担当

※郵送の場合は、封筒に「医療助成関係書類在中」とご明記下さい。

### 【問合せ先】

栃木県保健福祉部健康増進課 TEL 028 - 623 - 3096

☆県ホームページから、申請方法や指定医療機関の確認、申請様式の取得ができます。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/gantaisaku/onzongoseishokuhojoiroyousei.html>

